

蓄電池ネットワークサービス約款

第1条（本約款について）

蓄電池ネットワークサービス約款（以下「本約款」といいます。）は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する蓄電池ネットワークサービス（以下「本サービス」といいます。）についての、当社とお客さまとの間の契約（以下「本契約」といいます。）の内容を定めたものです。なお、当社所定の加入条件を満たし、当社が「おたすけ特約」または「国の DR 補助金特約」（当該お客さまについては、これらを総称して またはそれぞれを指して、「特約」といいます。）の適用を認めたお客さまについては、本約款に加えて特約（別紙を含みます。以下同じ。）が適用されます。また、2026 年 10 月 31 日時点で「蓄電池制御サービス」に加入済みのお客さまについては、2026 年 11 月 1 日以降、本約款が適用されます。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、電力の安定供給を目的として、本約款および特約に基づき、当社が対象設備を遠隔制御するサービスです。
2. 当社は、電気の需給ひっ迫状況、日本卸電力取引所等の電力価格、容量市場および需給調整市場等の指令、お客さまの光熱費等を考慮して、当社が必要とする時間帯に、遠隔制御により、当社の計画に基づき、お客さまの蓄電池（お客さまの本サービスへの申込時点において、当社ホームページ上で対象機種として定める蓄電池をいい、以下「対象設備」といいます。また、制御のために HEMS 機器が必要な場合は当該 HEMS 機器も含みます。）の充電、放電および待機運転等の動作を行います。
3. 本サービスを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料は、お客さまの負担といたします。
4. 当社は、本契約を締結しているお客さまに対して、別に定める条件に基づき、特典等を提供することがあります。当社は、お客さまに事前に通知することなく、特典等の提供条件を新設、変更、終了することができるものとします。
5. 当社は、本サービスに関連して、対象設備の制御予定、制御実績、光熱費等の目安額、本サービスによる光熱費の削減額その他の経済的メリットの目安額等を表示する機能（以下「情報表示機能」といいます。）を提供します。
6. 情報表示機能により表示される情報は、対象設備から取得したデータ等に基づく参考情報です。光熱費の削減額その他の経済的メリットの目安額は、当社が定める前提条件のもとで、本サービスによる制御を行わなかった場合を仮定して算出した試算値であり、実際の制御内容、スマートメーターで計量した電力量、電気料金、電気の買取額、報酬還元額その他の金額または数量と一致しない場合があります。

7. 当社は、情報表示機能の内容、表示項目、表示方法または提供条件を変更し、または情報表示機能の全部または一部の提供を停止もしくは終了することがあります。

第3条（申込条件）

1. お客さまが本サービスに申し込みいただくための条件は、以下の通りとします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - (1) 日本国内に住所がある個人または日本国内において事業活動を営んでいる法人もしくは個人事業主であること
 - (2) 対象設備を所有または新たに購入すること
 - (3) 対象設備の遠隔制御に必要な他事業者(蓄電池メーカーや HEMS メーカー等)が提供するサービスへの加入に同意すること
 - (4) 当社が対象設備を遠隔制御することに同意すること
 - (5) 対象設備の当社による遠隔制御に伴い増加する光熱費を負担すること
 - (6) 対象設備を設置後遅滞なくネットワークに接続すること
 - (7) 当社が容量市場、需給調整市場等の各種電力市場において対象設備を需要抑制や逆潮流の用途に活用することに同意すること
 - (8) 当社が対象設備の運転データを取得することに同意すること
 - (9) 本約款および特約の適用に必要な系統連系申請および機器設定を行うことに同意すること
 - (10) 自己またはその関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋その他の反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
2. お客さまが所定の申込方法で本サービスに申し込み、当社または当社が手続きを委託する事業者がこれを承諾した際に、本契約が成立し、お客さまの本サービスへの参加登録が完了するものとします。なお、申込内容に変更が生じた場合、お客さまは速やかに当社に申し出る必要があります。
3. 以下のいずれかに該当する場合、当社はお客さまの本サービスへの申し込みを承諾しないことがあります。なお、これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合
 - (2) 1つの対象設備において、既に申込手続きを完了していると当社が判断した場合
 - (3) その他、当社が不適切と判断した場合

第4条（お客さまの実施事項）

当社は、第3条にて本契約が成立したお客さまが、次の事項を実施いただいた場合に、本サービスを提供いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 対象設備の遠隔制御に必要な他事業者(蓄電池メーカーや HEMS メーカー等)が提供するサービスへ加入していること
- (2) 契約期間中は対象設備の電源を切らず、対象設備がネットワークに接続され、遠隔制御を受けられる状態を保持すること（対象設備の不具合等により稼働が困難となった場合を除きます。）
- (3) 契約期間中に対象設備が遠隔で制御できない状態になった際は速やかに制御可能な状態に復旧すること。なお、対象設備を遠隔で制御するために必要な設備の復旧もこれに含まれます。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) 当社がお客さまに対して行う本サービスのために必要な電話や郵送、メール等でご案内する事項に正当な理由が無い限り応じること
- (5) お客さま宅で設定されている HEMS 制御等は原則オフにすること
- (6) 対象設備の遠隔制御に用いるネットワーク機器について、独立行政法人情報処理推進機構が定めるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の認定を受けた機器を原則として利用すること
- (7) 申込時または本契約期間中に当社へ届け出た電子メールアドレスその他の連絡先を正確かつ最新の状態に保ち、当社からの連絡を受領可能な状態を維持すること。連絡先に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法により届け出ること
- (8) その他、当社が実施事項を定めて提示した場合、その実施事項に従うこと

第 5 条（対象設備の設定・運用）

1. 対象設備の遠隔制御により、対象設備にあらかじめ設定されている運転計画や独自の制御と異なる運転になることがあります。これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社が責任を負う範囲は、通常かつ現実に生じた損害に限るものとします。
2. お客さまは、契約期間中、対象設備を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当社の事前の書面による承諾なく、以下の行為をすることはできないものとします。
 - (1) 対象設備を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供する行為
 - (2) 対象設備を改造するなど、その現状（設置場所、用途等を含みます。）を変更する行為
 - (3) その他、対象設備の取扱説明書等で禁止されている行為
3. 当社は、対象設備の設置状況および使用状況を確認させていただく場合があります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、敷地および住宅への立ち入りを承諾するものとします。

第6条（禁止事項）

お客さまは、本契約にあたって以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本約款又は特約に違反する行為
- (2) 他のお客さまになりすます等、不正の目的で本サービスを利用する行為
- (3) 当社の事前の書面による承諾なしに、お客さまとしての自らの資格を第三者に利用させ、貸与し、または譲渡等する行為
- (4) 本サービスに関わる当社または第三者の財産権、プライバシー権その他の権利を侵害または制限する行為
- (5) 法令または公序良俗に違反する行為
- (6) 本サービスを利用した営利目的行為、またはその準備行為（当社の事前の書面による承諾がある場合を除きます。）
- (7) 当社もしくは第三者の信用を毀損し、または権利を侵害する行為
- (8) 当社の事業活動や本サービスの運営を妨げる行為
- (9) 本サービスにかかるシステムまたはネットワーク等への不正アクセスを試みる行為
- (10) 本サービスを通じて利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (11) 本サービスにかかるソフトウェア等をリバースエンジニアリング等により解析する行為
- (12) 前各号に該当するおそれのある行為
- (13) その他、当社が不適切と判断した行為

第7条（解約・終了）

1. お客さまが本サービスまたは特約の利用を終了する場合、当社所定の方法により当社へ申し出るものとします。なお、転居等のやむを得ない事由による解約の場合は、所定の手続きが必要となりますので当社にお申し出ください。
2. 本契約または特約は、前項の申し出を当社が承諾した日（以下「解約日」といいます。）に解約となります。
3. 本契約または特約が、特約第3条第3項もしくは第4項に基づき終了した場合、または本条第5項に基づき解除された場合、その効力が生じた日を「終了日」といいます。対象設備の遠隔制御（特約のみが解約または終了した場合は逆潮流制御）は、解約日または終了日の後、制御停止に必要な手続きが完了した日（以下「制御終了日」といいます。）に終了します。このため、解約日または終了日から制御終了日までの間は制御が行われることがあります。なお、制御終了日は原則として、解約日または終了日のいずれかが属する月の末日とします。
4. 本契約を解約または解除した場合、特約も自動的に終了します。
5. 当社は、本サービスの提供が困難となったときは、事前に通知したうえでお客さまとの契約を解約できるものとします。

6. 当社は、お客さまが本契約に違反した場合、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されないときは、本サービスの利用を停止し、または本契約を解除することができます。ただし、前条第2号から第11号までの行為その他の重大な契約違反があり、お客さまとの信頼関係が著しく損なわれた場合、またはサービスの継続が客観的に困難である場合には、催告を行うことなく、本サービスの利用を停止し、または本契約を解除することができます。

第8条（本サービスの中断または中止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに事前に通知することなく、本サービスを一時的に中断または中止することがあります。本サービスの中断または中止によりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。

- (1) 天災地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 本サービスに必要な保守・工事などのメンテナンスを行う場合
- (3) 本サービスにかかるシステムまたはネットワーク等に障害が発生した場合
- (4) 第3条に定める申込条件および第4条に定める実施事項をお客さまが実施されていない場合。
- (5) その他、運用上または技術上の都合により当社が本サービスの中断が必要と判断した場合

第9条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスを通じて取得したお客さまの個人情報を、当社の個人情報保護方針（<https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html>）に従い、適切に取り扱います。

第10条（電磁的方法による通知・提供）

1. 当社は、本約款、特約、当社との電気需給契約、卒FIT契約その他本サービスに関する事項について、電子メール、当社ホームページ、情報表示機能、申込フォームその他当社が適切と認める方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせすることがあります。
2. お客さまには、本約款および特約に基づき、当社との電気需給契約に係る電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項が生じた場合については、当社が適切と判断した方法により提供することに同意するものとします。
3. お客さまには、本約款および特約の変更が、当社との電気需給約款等に係る供給条件の変更に該当し、当該供給条件の説明および契約締結前後の書面交付を、当社が適当

と判断した方法により、変更しようとする事項のみを説明・記載する方法で行うことをあらかじめ承諾いただきます。また、当該供給条件の変更が法令の制定改廃等にもなう形式的変更等の場合は、変更事項の概要のみを説明し、契約締結後の書面交付をしないことを承諾いただきます。

第 11 条（損害賠償）

お客さまは、本約款に違反して当社に損害（逸失利益および合理的な弁護士費用を含みます。）を与えた場合、当該違反と相当因果関係のある範囲で、その損害を賠償する責任を負います。この損害には、当社が当該違反への対応のために合理的に支出した費用を含みます。

第 12 条（免責事項）

1. 当社は、以下の事項について何ら保証するものではありません。
 - (1) 本約款の内容の全部または一部が変更されることなく維持されること
 - (2) 本サービスに関連してお客さまが得る情報についての完全性、正確性、確実性または有用性等
2. 本サービスのセキュリティリスクに関して、当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、瑕疵が完全になくことを保証するものではありません。
3. 当社がお客さまや第三者の受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします（二次的損害、発電できないことによる金銭的損害等に対しては賠償責任を負いません。）。
4. 当社は、本約款に定めるほか、対象設備に関する不具合や不備等について契約不適合責任その他に責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。
5. 当社は対象設備に関する製品保証・保証延長は行いません。
6. 当社はお客さまが電気需給契約を変更したこと（他社の契約から当社との電気受給契約に変更した場合を含む。）に伴う不利益（光熱費の増減、以前の他社の契約に再申込できないこと等）について責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。
7. 当社の本サービスの履行における電気の需給調整の結果により、お客さまの電気料金や売電収入に変動が生じて責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。
8. 当社は、本サービスにより国や自治体の補助金の交付条件として第三者が行う対象設備への制御と重複または競合したことにより当該第三者の制御が実施されないことに

については責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合は除きます。

第13条（約款の変更）

当社は、民法第548条の4に定める定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款を変更する場合があります。この場合、当社は、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびに変更の効力発生日を、インターネットの利用その他の適切な方法によりお客さまに周知します。

第14条（準拠法・裁判管轄）

1. 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 本サービスに関する紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（その他）

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈について疑義が生じた事項は、その都度お客さまと当社との協議により定めます。

【制定：2024年4月23日】

【改定：2024年8月26日】

【改定：2025年4月1日】

【改定：2026年11月1日】

おたすけ特約

第1条（本特約について）

おたすけ特約（以下「本特約」といいます。）は、当社が本約款に定める遠隔制御の一環として、対象設備に蓄電された電力を一般送配電事業者の電力系統へ流す制御（以下「逆潮流制御」といいます。）および逆潮流制御を行った電力量に当社規定の単価を乗じて算定する報酬のお支払い（以下「報酬還元」といいます。）を行うことについての、当社とお客さまとの間の契約を定めたものです。なお、2026年10月31日時点で、卒FIT逆潮流特約が適用されていたお客さまは、2026年11月1日以降、何らの手続きを要することなく本特約の適用を受けるものとします。

第2条（適用等）

1. 本特約は、次の各号の条件をいずれも満たす方が、当社所定の方法により本特約に申し込み、当社がこれを承諾したときに適用されます。
 - (1) 対象設備が逆潮流可能な機種であること
 - (2) 本契約締結時点で対象設備を導入する住居における太陽光発電設備が再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間（以下「FIT 期間」といいます。）の満了を迎えていること
2. 当社は、当社所定の方法により第4条第2項各号の条件の充足を確認したうえで、お客さまの申し込みを承諾します。
3. 前項の確認が完了していない場合または第4条第2項各号の条件の全部もしくは一部を満たさない場合であっても、お客さまの申し込みは当然にはその効力を失いません。ただし、当社は、当該条件の充足を確認するまでお客さまの申込みを承諾しないものとします。

第3条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は、お客さまの申し込みを当社が承諾した日から、本契約または本特約が解約、解除その他の事由により終了する日までとします。
2. 逆潮流制御および報酬還元は、原則として、当社が第4条第2項各号の条件の充足を確認した日の属する月の翌月1日から実施します。
3. 本特約の適用期間中に、第4条第2項各号の条件の全部または一部を満たさなくなった場合、当社は、その事由が解消するまで逆潮流制御および報酬還元の全部または一部を停止します。この場合、当社は事前に通知したうえで、本特約を解約し、または本特約に基づく逆潮流制御および報酬還元を終了することができます。
4. 当社は、法令もしくは制度の変更、一般送配電事業者の要請もしくは系統連系に係る条件の変更、対象設備に係る技術的制約、システム改修もしくは保守上の制約または

事業運営上その他合理的な理由がある場合、事前に通知したうえで、本特約の全部または一部を終了することができます。

第4条（本特約の内容）

1. お客さまは、本特約に加入するにあたり、以下の各号に定める事項に同意したものとします。
 - (1) 対象設備を設置する住居において、契約期間中、太陽光電力買取サービスを契約すること
 - (2) お客さまは、当社が一般送配電事業者に提出する系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する書類の作成に協力すること
 - (3) 対象設備からの逆潮流電力は、当社が別に定める「太陽光発電設備からの電力受給契約要綱」により提供される太陽光電力買取サービス（以下「太陽光電力買取サービス」といいます。）に基づき、当社が買い取ること
2. 逆潮流制御および報酬還元は、当社が次の各号の条件をすべて満たすことを確認した場合に限り実施します。
 - (ア) 対象設備を設置する住居において、当社との電気需給契約を締結していること
 - (イ) 前号の電気需給契約において、本約款第10条第2項に定める電磁的方法による通知および書面に記載すべき事項の提供に同意していること
 - (ウ) 対象設備を設置する住居において、太陽光電力買取サービスに係る契約があること
 - (エ) 当社との電気需給契約および前号の契約の契約名義が、本契約の契約名義と一致していること
 - (オ) 対象設備が当社の別途指定する機種であり、かつ当社所定の制御構成であること
 - (カ) 対象設備が逆潮流制御可能な機器設定となっていること
 - (キ) 対象設備について、逆潮流制御が可能な系統連系申請が行われていること
 - (ク) 対象設備を設置する住居において、サービスブレーカーが設置されていないこと
 - (ケ) 対象設備からの逆潮流によって、お客さまが発電側課金制度および出力制御等の対象とならないこと
 - (コ) その他、当社が必要と認める条件を満たしていること
3. 当社は、当社が実施する逆潮流制御に対する報酬還元を、別紙の定めるところにより行います。
4. 対象設備の逆潮流に関する設定は、当社または当社委託事業者が実施します。当社の承諾なしに、お客さまは当該設定を変更することはできません。

第5条（お客さまの実施事項）

1. お客さまは、一般送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続を行い、かつ、託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守するものとします。また、一般送配電事業者が定める系統連系技術基準または託送供給等約款に変更がある場合、変更後の定めを遵守するものとします。
2. お客さまは、当社が必要と判断した場合、一般送配電事業者に提出する系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する書類の作成に協力し、当社が一般送配電事業者に対して当該手続きまたは申請を行うことに同意するものとします。
3. 前二項のほか、お客さまは、本特約の適用期間中、次の各号に定める事項を実施するものとします。
 - (1) 対象設備を逆潮流制御が可能な状態に維持すること
 - (2) 対象設備について、逆潮流制御のために必要となる系統連系手続き、設定その他当社が必要と認める対応に協力すること
 - (3) 逆潮流制御または報酬還元に必要な情報について、当社が確認を求めた場合、正確な情報を提供すること
 - (4) 対象設備の逆潮流に関する設定について、当社または当社委託事業者が行った設定を、当社の承諾なく変更しないこと

第6条（その他）

別紙は、本特約の一部を構成するものとします。本特約に定めのない事項については、本約款が適用または準用されるものとします。

【制定：2024年4月23日】

【改定：2025年 4月 1日】

【改定：2026年11月1日】

別紙

1. 逆潮流制御の内容

逆潮流制御は、適用されるコースに応じて次のとおりとします。適用されるコースはお客様の申込内容に応じて決定します。

	おたすけコース	おたすけコース（ライト）※
当日制御	対象	対象
前日制御	対象	一部対象

当日制御は、逆潮流制御を実施する当日に計画策定及び実行するものを指します。

前日制御は、逆潮流制御を実施する前日に計画策定し、当該計画に基づき当日に制御が実行するものを指します。なお、当日制御と前日制御が重複する場合は、当日制御を優先します。

※おたすけコース（ライト）における逆潮流制御は、年間 30 日程度の実施を目安とします。ただし、電力需給の状況その他の事情により変動するものであり、当社は特定の実施日数を保証するものではありません。

2. 報酬単価

本特約における報酬単価は、次のとおりとします。

当日制御 70 円/kWh－太陽光電力買取サービスの買取単価

前日制御 当社「基本プラン」の 1 か月の電力使用量が 300kWh 超における電力量料金単価＋当該月の燃料費調整単価＋当該月の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価＋10 円/kWh－太陽光電力買取サービスの買取単価

※消費税込み

※当社「基本プラン」の 300kWh 超における電力量料金単価は、当社の電気料金の改定に応じて変動します。

※燃料費調整単価は、当社の電気料金算定における燃料費調整単価とします。

3. 報酬額の算定

本特約における報酬額は、当社が対象時間帯について策定した制御計画と、スマートメーターで計量した当該時間帯の買取量を用いて、次式により算定し、小数点第 1 位を切り上げた金額とします。なお、前日制御と当日制御が重複した時間帯は当日制御として算定します。

対象期間は、太陽光電力買取サービスの支払対象期間であって、かつ、逆潮流制御を実施した期間（本契約第 7 条第 3 項における解約日または終了日後も逆潮流制御を実施した期間は含みます）とします。

報酬額=当日制御を計画した時間帯の買取量×当日制御の報酬単価+前日制御を計画した時間帯の買取量×前日制御の報酬単価

4. 報酬還元の支払

当社は、報酬還元を、本特約に基づく逆潮流制御への協力に対するものとして、太陽光電力買取サービスに基づく買取代金に上乗せしてお客さまに支払います。報酬還元の支払時期および支払方法は、太陽光電力買取サービスの支払時期および支払方法と同一とします。

5. 報酬還元を行わない場合

当社は、次のいずれかに該当する場合に報酬還元の全部または一部を行わないことがあります。

- (1) 対象設備が制御できない状態にある場合
- (2) 計測値の欠測等により報酬額を合理的に算定できない場合
- (3) 太陽光電力買取サービスの支払いができない場合
- (4) その他当社の責めによらない事由がある場合

6. コース切替

お客さまは、上記1に記載のコースの切替を希望する場合、当社所定の方法により申し出るものとします。当社が当該申し出を受理した場合、切替後のコースは、原則として申し出を受理した月の翌月1日から適用します。この場合の報酬還元は、各コースが適用された期間ごとに算定した金額を合計した額とします。

7. 変更

当社は、お客さまの電気料金メニュー、制度変更その他の事情に応じて、逆潮流制御の内容、報酬単価、算定方法、支払方法その他本別紙に定める事項を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の内容および効力発生日を、当社ホームページその他当社が適切と認める方法によりお客さまに周知します。

8. 通知

当社は、報酬単価の具体的な金額を、当社ホームページその他当社が適切と認める方法により公表することがあります。

【制定：2026年11月1日】

国の DR 補助金特約

第 1 条（適用等）

この特約(以下「国の DR 補助金特約」といいます。)特約は以下の各号の条件のいずれをも満たした方が、国の DR 補助金特約の適用を希望した場合に適用されます。

- ② 「令和 5 年度補正 家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業」の公募要領及び交付規程に同意すること
- ② 経済産業省から補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていないこと

第 2 条（本特約の内容）

- 1 本特約は経済産業省 資源エネルギー庁から採択された一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」といいます。）が補助を行う「令和 5 年度補正 家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業」に関する内容を定めるものです。
- 2 当社または当社が SII に登録した事業者は、申込内容をもとに、SII の「令和 5 年度補正家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金」（以下「補助金」といいます。）の交付申請をお客さまに代わって行います。なお、予算上限に達するなどやむを得ない事情で補助金が支給されない場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3 当社は、平時における需要家に対する電力需給のコントロールや電力需給ひっ迫注意報、電力需給ひっ迫警報及び国からの節電要請に応じて、お客さまの対象設備を遠隔制御いたします。なお、2026 年 3 月 31 日までの間に対象設備が遠隔制御できない状態が続いた場合、補助金の返還が発生することがあります。
- 4 お客さまは、対象設備について、本事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的および内容。以下同じです。）に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。また、対象設備の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間(以下に定めます)内に対象設備を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、あらかじめ SII の承認を受ける必要があります。なお、この場合、補助金の返還が発生することがあります。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいいます。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に準じます。蓄電池の場合は引渡し日から 6 年間です。

第 3 条（お客さまの実施事項）

- 1 お客さまが国の DR 補助金特約の適用期間中に実施することは、以下の通りとします。

- ② 対象設備の活用状況等に関し、当社、SII および国からの調査に協力すること（ご提出いただいた申請や報告の情報は、事前告知をすることなく、国または SII から公表される場合があります。）
- ② 本特約に係る資料（申請書類、SII 発行文書、経理に係る帳簿および全ての証拠書類）を、本事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含みます。）の日の属する年度の終了後 5 年間いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと

第 4 条（蓄電池ネットワークサービス約款の適用）

国の DR 補助金特約に定めのない事項については、本約款が適用又は準用されるものとします。

【制定：2024 年 4 月 23 日】

【改定：2025 年 4 月 1 日】